

道央廃棄物処理組合管理者の職務代理者を定める規則

(平成26年 2月18日規則第1号)

(副管理者による職務代理)

第1条 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第152条第1項の規定に基づく順序により、副管理者がその職務を代理する。

(事務局長による職務代理)

第2条 副管理者にも事故があるとき又は副管理者も欠けたときは、法第292条において準用する同法第152条第2項の規定に基づき、事務局長が管理者の職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。